

## 規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月10日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

### 長野県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「地方税共同機構」を「地方税共同機構 地方独立行政法人長野市民病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

## 告示

### 長野県告示第94号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定による食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定による食品衛生監視員養成施設の登録を、次のとおり行いました。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	登録年月日
長野県立大学健康発達学部食健康学科 食品衛生コース	長野市三輪8丁目49番7号	令和4年2月24日

食品・生活衛生課

### 長野県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月10日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）